

香取広域市町村圏事務組合職員の管理職手当支給条例

平成20年2月21日

条例第2号

改正 平成27年3月3日条例第3号

平成29年3月14日条例第2号

平成31年3月29日条例第6号

令和3年3月26日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第11号）第2条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例（平成18年香取市条例第43号）第22条及び第34条の規定により、管理職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の管理職手当の支給に関しては、香取市職員の管理職手当の支給に関する規則（平成18年香取市規則第43号。以下「規則」という。）を準用する。この場合において、規則別表については、別表のとおり読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月条例第3号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月14日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第6号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第3号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条）

職	手当の額
8級の職員のうち、事務局長、消防長	64,000円
その他の8級の職員	54,100円
7級の職員のうち、課長、消防署長、分署長及び分遣所長	47,500円
その他の7級の職員	38,000円